

千早赤阪村ギフチョウ等保護監視員活動要領を次のように定める。

令和2年3月11日

千早赤阪村長 松本 昌親

千早赤阪村告示第12号

千早赤阪村ギフチョウ等保護監視員活動要領

(趣旨)

第1条 この要領は、金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例(平成30年千早赤阪村条例第31号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定に基づき指定したギフチョウ及びその幼虫が食草とするミヤコアオイ(以下「ギフチョウ等」という。)の保護について、条例第27条の規定に基づきギフチョウ等保護監視員を置き、保護活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 監視員は、村内でギフチョウ等が生息する地域(以下「生息地域」という。)を巡視して、次の活動を行うものとする。

- (1) 生息地域の状況を把握し、千早赤阪村観光・産業振興課(以下「観光・産業振興課」という。)に報告すること。
- (2) 無許可で条例第26条第4項に定める禁止行為(以下「禁止行為」という。)をしようとする者を発見した場合は、ギフチョウ等の保護趣旨を説明し、指導に当たるとともに、必要と認められる事項を観光・産業振興課に報告すること。
- (3) 無許可で禁止行為をした者を発見した場合は、ギフチョウ等の保護趣旨を説明するとともに直ちに当該禁止行為を中止するよう指導し、これに応じない場合は、観光・産業振興課に通報すること。また、緊急かつやむを得ない場合は、警察に通報すること。

(4) その他観光・産業振興課から指示された活動

(報告)

第3条 監視員が行う観光・産業振興課への報告は、次のとおりとする。

- (1) 違反報告 監視員は、無許可で禁止行為をしたものを発見した場合は、ギフチョウ等の保護に関する違反報告書(様式第1号)に

より、速やかに観光・産業振興課に報告すること。

(2) 定期報告 監視員は、活動に従事したときは、その状況を月ごとに取りまとめ、監視状況報告書（様式第2号）により翌月の10日までに観光・産業振興課に報告すること。

(3) 臨時報告 監視員は、ギフトチョウ等の保護に関する事項について特に報告する必要があると認めたときは、監視地域報告書（様式第3号）により、速やかに観光・産業振興課に報告すること。

（通信費）

第4条 観光・産業振興課は、監視員に対し、その活動に係る通信費を支給することができる。

2 監視員の活動に係る通信費は、その年度の最初の監視状況報告書が提出されたときに、当該年度分の通信費を支給するものとし、支給する通信費の額については、別に定める。

（遵守事項）

第5条 監視員は、次の事項を遵守して活動しなければならない。

(1) 活動中は、条例第27条第3項の証明書を携帯し、監視員腕章を必ず着用すること。

(2) 指導等を行うときは、相手方の人格を尊重し、不快な念を抱かせることのないよう懇切丁寧な態度で接するとともに、差別的な取扱いとならないよう留意すること。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、監視員の活動に関し必要な事項は、観光・産業振興課が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

千早赤阪村観光・産業振興課 御中

保護監視員番号

住所

氏名

印

ギフチョウ等の保護に関する違反報告書

金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例に係る違反について、
次のとおり報告します。

1 報告事項

- (1) 違反者の住所又は居所
- (2) 違反者の氏名及び年齢
- (3) 発見年月日・曜日・時間
- (4) 発見場所
- (5) 違反事実の内容

2 その他参考事項

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

千早赤阪村観光・産業振興課 御中

保護監視員番号

住所

氏名

印

監視状況報告書

監視状況について、下記のとおり報告します。

記

監視年月日	監視経路	監視内容	特記事項

※ 監視内容の欄には、確認できたギフチョウ等の頭数等のほか活動内容、生息地域等の状況、条例の遵守状況、入山者等について記載してください。

※ 特記事項の欄には、違反者があった場合などにその状況について記入し、観光・産業振興課の指示に応じて別途ギフチョウ等の保護に関する違反報告書（様式第1号）を提出してください。

※ 各月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに観光・産業振興課に提出してください。

※ この報告書は、E-mail、FAXによる提出が可能です。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

千早赤阪村観光・産業振興課 御中

保護監視員番号

住所

氏名

印

監視地域報告書

監視地域について、次のとおり報告します。

1 報告事項

（1） 監視年月日（曜日）

（2） 場所

（3） 概要（原因、現状など）

（4） 処置又は意見

2 その他参考事項